

中小企業診断士 小泉誠二氏にきく

製造業の現状とこれから

当金庫と業務提携をしているNPOあつぎみらい21の理事長であり、中小企業診断士である小泉誠二氏。今回は、製造業のこれからについてスポットを当てお話を伺いました。

製造業全体の状況について教えてください。

2014年5月発行の本誌にて、「製造業者を取り巻く環境の潮目が変わった」と伺ったが、最近において潮目は完全に変わり、国内においては企業間の差が顕著になっていると小泉氏は語る。具体的には、2014年当時は、海外に生産拠点を有していた企業が、円安や現地の人件費の高騰により、日本回帰という現象が始まってきて、「大量生産は海外、多品種少量で高付加価値の生産は国内」にシフトしたが、現在においては、シフト後の国内企業内でも競争が起こり、新たなことに挑戦し、差別化を進めないと生き残れない状況になっているという。「量産型のプレス加工業者が付加価値の高い金型製造を行うなど、付加価値の高いものづくりに挑戦している企業などがその例です。発注先からの注文に応えるだけでなく、発注企業の方向性を聴取し、潜在ニーズを掘り起こして、提案セールスを行っている企業は競争を勝ち抜いています。」



今後さらに、日本の職人技術（アナログ技術）と、IT化等（デジタル技術）を組み合わせ、少量生産でも高付加価値、かつ効率性を高めた企業が市場において「勝ち組」となっていくとのことであった。

これからの製造業にとって大事なことはどういったことでしょうか。



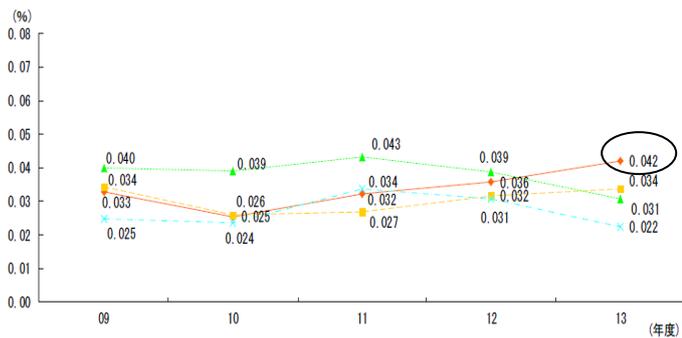
「ズバリ、人材の確保・育成です。先ほどもお話した通り、高付加価値の製品を造り競争に勝ち抜いて行くためには、有能な人材の確保が必要です。有能な人材とは学歴だけではなく、正しい考え方と熱意を持っている人のことです。これからの時代は、採用から育成に関して、計画的かつ戦略的に、しっかりと育てていかなければならないと思います。」

今後、製造業界にも「課題解決型営業」が強く求められる。それには人材育成が不可欠。営業担当者任せではなく、技術等に精通している者も営業に参加させ、発注先の課題を聴取して、解決策の提案から受注に繋げる必要があるとのこと。また、人材育成を積極的に行っていない企業には人も集まらないとのことであった。

「時代の変化と共に従業員（若者）の価値観も多様化しているので、その理解も併せて人を育てていくことが重要になってきていると思います。」

●稼げる企業(①) ●経常利益率の高い企業(②) ●自己資本比率の高い企業(③) ●その他の企業(④)

(2) 製造業

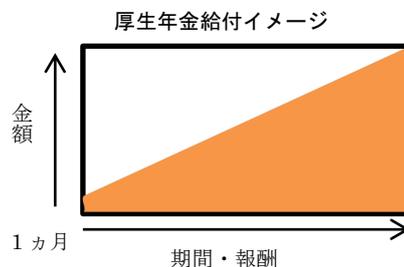
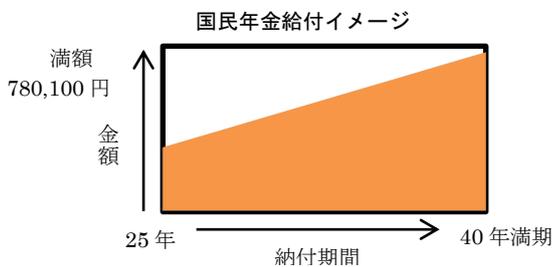


左記の資料は、「2016 年度版 中小企業白書（第 2 部 抜粋）」であるが、小泉氏が言う通り、高い業績を上げている「稼げる企業」は、「対売上高能力開発費割合」が上昇傾向であり、人材育成に積極的であることが確認できる。今後もこの傾向は強くなると思われる。

ちなみに白書によると「稼いでいる企業」の共通点として、①ビジョンを明示し、②従業員の声を聞きながら、③人材育成、④業務プロセスの高度化を行うことにより、さらに生産性の向上を図っているということが挙げられている。

●連載コラム● すぐ分かる！年金の基礎③

今回は年金の中でも受給者の多い老齢年金の給付内容、給付要件について見ていきたいと思います。年金給付額の計算や納付期間の考え方は非常に複雑なため、詳細については割愛いたします。



国民年金は満額が決まっています。満額とは、20 歳から 60 歳になるまで保険料を未払いなく全期間納めて、65 歳から受け取れる金額のことです。平成 28 年度は、年額 780,100 円が満額となっています。つまり、国民年金はこの満額以上受給することはありません。納めた期間と支給額が比例しているイメージです。全期間納めていないと、その未納期間分に応じて満額から減らされていくことになります。ただし、最低でも合算して 25 年以上保険料を納めていることが要件になりますので、納めた期間の合計が 25 年に届かなければ、残念ながら 1 円も年金を受け取ることはできません。（この 25 年という条件は 10 年に短縮される予定です※時期未定）

続いて厚生年金ですが、厚生年金は生年月日によって受給開始年齢も支給額の考え方も異なります。厚生年金には満額という考え方はありません。報酬（給与）の額と、加入していた年数（勤務していた年数）に応じて受給できる額が比例して増えていくというイメージを持ってもらうと分かりやすいと思います。国民年金の第 1 号被保険者（自営業者等）は全員が同額の保険料を納めますが、厚生年金では給与額に応じて保険料も異なります。報酬が高いほど、保険料も上がる仕組みです。そのかわり、受け取れる年金額も保険料に比例します。つまり国民年金は期間に比例した支給額でしたが、厚生年金は報酬と期間に比例した支給額と考えることができます。

	国民年金	厚生年金
給付要件	①国民年金保険料を 25 年以上納めていること ②65 歳以上であること	①国民年金保険料を 25 年以上納めていること ②1 ヶ月以上厚生年金の被保険者期間があること ③65 歳以上であること

給付要件を簡単に整理すると、上記になります。厚生年金の①は 1 階の国民年金が受給できて初めて、2 階の厚生年金も受給できる、という考え方をするので国民年金受給が条件となっています。

厚生年金の③は、男性では昭和 36 年 4 月 2 日以降、女性では昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれた方は全員 65 歳以上からの支給となっています。

（参考：日本年金機構ホームページ）

※上記内容は平成 28 年 10 月現在の制度に基づいたものであり、今後法改正により変更する場合があります。